

調布市養育費確保支援事業補助金交付の手引き

●目的

この補助金は、ひとり親家庭における経済的基盤を確保するため、養育費に関する取り決めに促進する目的で必要な経費を助成するものです。継続した養育費の確保と生活水準の保障により子どもの成長を支え、ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目指しています。

●養育費とは

子どもを監護・教育するために必要な費用のことを養育費といいます。一般的には、経済的・社会的に自立していない子どもが自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、学費、医療費などがこれに当たります。親は子どもに対し養育費の支払い義務（扶養義務）があり、離婚により親権者でなくなった親も子どもの親であることに変わりはありません。子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることはとても大切なことです。

●対象者

市内に住所を有する18歳未満の子どもと同居している親で、次の各号のいずれかに該当する方。

- (1) 離婚前後の親
- (2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある親で、その関係の解消を考えている方又は解消後の方
- (3) 婚姻によらないで親となった方

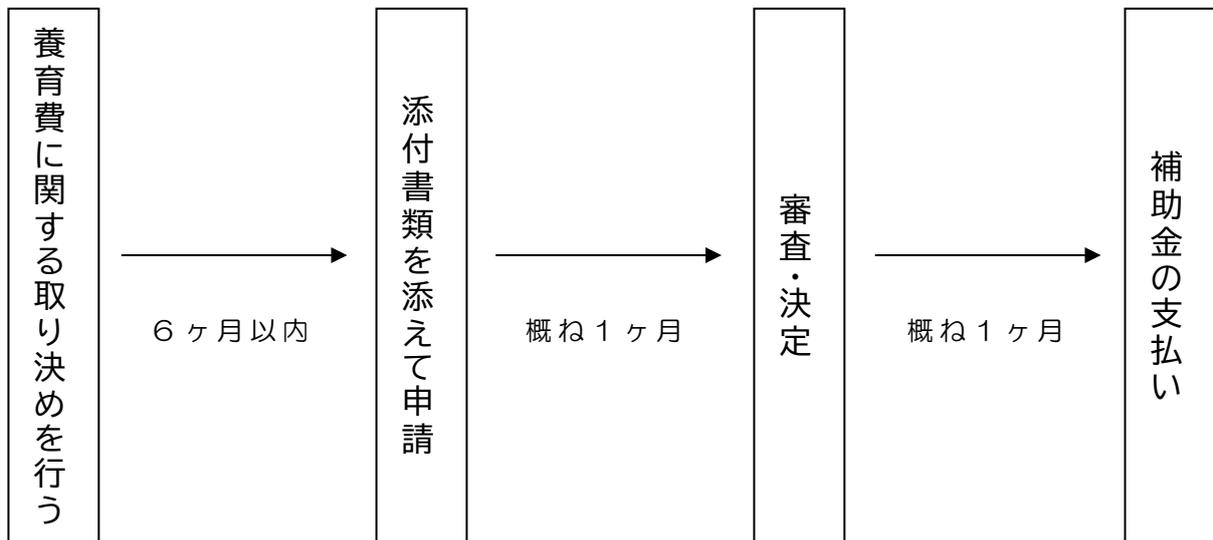
※上記の規定にかかわらず、過去に本事業による補助金（他の自治体による同様の趣旨の補助金を含む。）の交付を受けた方は対象となりません。

●補助対象経費

	項目	経費	申請期限
公正証書等作成に係る支援	① 公正証書による債務名義の作成支援	公証人手数料令に定められた公証人手数料	養育費の取決めを交わした文書を作成した日 (令和4年4月1日以降に限る。)から6ヶ月以内
	② 家庭裁判所への調停申立てや裁判に係る支援	家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の添付書類取得費用, 収入印紙代及び連絡用の郵便切手代	
養育費立替保証に係る支援	③ 養育費に係る保証契約における保証料への支援	養育費立替保証を行う保証会社と締結する, 養育費の支払義務者が支払うべき養育費の立替え・当該養育費の受取者への支払・支払義務者に対する立替えた養育費の請求を行う保証契約の初回の保証料 (保証期間が1年以上あること)	助成対象経費となる費用の支払いの日(令和4年4月1日以降に限る。)から6ヶ月以内

●申請方法

公正証書等を作成した日, 又は養育費保証契約締結した日のいずれかの日以後6ヶ月以内に調布市養育費確保支援事業補助金交付申請書兼請求書(以下「申請書」)にて申請します。



●申請に必要書類な書類

- ・ 申請書
- ・ 以下の添付書類

	必要添付書類	注意点
ア	申請者及び養育する子の戸籍謄本又は抄本	児童扶養手当証書の写し，ひとり親の医療証の写しなど，ひとり親であること及び養育する子がいることを確認できる公的な書類に代えることができます。
イ	世帯全員の住民票の写し	
ウ	申請者が支払った補助対象となる経費の領収書等の写し（クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は，クレジット契約証明書（クレジット伝票の申請者控に領収者が必要事項を付記したものを含む。）の写し）	領収書（又はクレジット契約証明書）には，次の(a)から(e)が記載されていることが必要です。ただし，郵便局及び官公署が発行する領収書については，(a)から(e)の記載がなくても，正規の領収書とみなします。 (a) 宛先 (b) 領収年月日 (c) 領収金額 (d) 取引内容（但し書き） (e) 領収者の住所及び氏名，領収印
エ	養育費の取決めを交わした文書の写し	判決書，審判書，調停調書，公正証書，協議書，合意書等の書面の写し（公正証書の場合，強制執行認諾約款が記載されていること。）
オ	保証会社と契約した養育費立替保証契約書の写し	保証期間が1年以上のものに限ります。

※上記のほか，必要と認めた場合はその他の資料の提出をお願いすることがあります。

※補助金の交付申請は，公正証書等作成にかかわる支援（補助対象経費の表①②合計）と養育費立替保証に係る支援（補助対象経費の表③）につき各1回まで可能です。それぞれ申請者一人当たり5万円を上限とし，本人が負担した実支出額とのいずれか低い額となります。

●決定

申請後、審査を経て補助金の支給が決定した場合、申請書記載の口座に入金されます。

●決定の取り消し・返還

申請内容に虚偽の記載がなされるなどの不正な手段があった場合、又は養育費保証契約を保証期間中に解約された場合（養育費権利者の責によらない場合を除く。）に、補助金の交付決定を取り消すことがあります。その際は、速やかに返金をしてください。

問い合わせ先

調布市子ども生活部

子ども育成課（3階）

042-481-7095